最終更新日：2015年8月13日
日本コンセプト株式会社
代表取締役　松元　孝義
問合せ先：03-3507-8812
証券コード：9386
http://www.n-concept.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主価値の最大化により株主の期待に応えるとともに、顧客、従業員、取引先、地域社会から信頼される企業として企業価値の最大化を目指しております。そのために健全で透明性が高く効率的な経営及び組織体制を整備してゆくことを、コーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本方針としております。また、当企業グループの従業員ひとりひとりが、地域社会の一員として法令諸規則を遵守し統一された倫理観のもと行動がとれるよう「行動規範」を制定し、実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
松元　孝義	1,411,900	32.33
山中　康利	877,400	20.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	315,500	7.23
有限会社エスアンドアール	200,000	4.58
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	130,000	2.98
大田　宜明	110,000	2.51
蓮見　正純	100,000	2.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	100,000	2.29
株式会社三井住友銀行	100,000	2.29
有限会社エムアンドエム	100,000	2.29

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役と内部監査担当責任者は監査にかかる情報交換を日常的に実施しております。また、内部監査担当責任者、常勤監査役および監査法人は定期的な情報交換の機会を持ち、相互連携を図ることで、監査の充実に努めております。これらの情報についても、常勤監査役から監査役会に報告し、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
有賀　隆之	弁護士													
相浦　義則	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有賀　隆之	○	―――	有賀隆之氏は、弁護士としての専門性の高い知識・経験を有しており、当社の経営に対する監視と有効な助言を頂けるものと判断し招聘いたしました。 また、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反のおそれがないため、独立役員に指定しております。
相浦　義則		―――	相浦義則氏は、税理士としての専門性の高い知識・経験を有しており、当社の経営に対する監視と有効な助言を頂けるものと判断し招聘いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役へのインセンティブに関する制度は設けておりません。その理由といたしましては、全役職員が常に経営参画意識を持ち、役職員が一体となることにより全社一丸となって業績向上に取り組むことを目指しているためであり、取締役に限定したインセンティブの付与に関しては現在のところ実施する予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、個別報酬の開示はしておりません。
なお、当社取締役および監査役の報酬は、それぞれ総額により開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、監査役（常勤・社外を問わず）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理部企画管理グループが担当部署として必要に応じて当該監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を選任し、配置することとしております。
監査役監査については、各監査役が取締役会に出席するほか、主として常勤監査役が各取締役や重要な使用人との面談及び各事業部門に対する監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行うとともに、監査役会に逐一報告することで社外監査役との監査結果の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び経営上の重要事項の決定を行うとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。
また当社では、監査役会を設置しており、経営に対するモニタリング機能の強化を図る目的で、常勤監査役1名及び社外監査役2名を選任しております。監査役は、計算書類等の監査に加え、計画的に会計及び業務に関わる個々の監査を行い、また重要書類等を閲覧するとともに、取締役会等の重要会議に出席し、さらには監査法人や内部監査担当責任者等と意見交換を行うことで、取締役の業務執行の状況を監査する体制としております。
当社グループの内部監査につきましては、管理部門の管理職（1名）を社長直属の内部監査担当責任者とし、年間監査計画に基づき、監査対象部門に所属せずかつ対象部門に関する知識や経験を有する者を適宜内部監査担当者に任命のうえ実施しております。原則最低年1回はグループ会社を含めた各部門を監査し、その結果を業務改善に反映させることで、内部統制が有効に機能していることを確認しております。
当社グループの会計監査につきましては、会社法に基づく会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、同法人に金融商品取引法に基づき経営者が作成する内部統制報告書の監査も委嘱しております。監査業務を執行した公認会計士の指名および監査業務に係る補助者の構成は、以下の通りです。

業務を執行した公認会計士の指名
指定有限責任社員　業務執行社員　向 眞生
指定有限責任社員　業務執行社員　鎌田 竜彦
（注）継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 5名　その他 6名
（注）その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者です。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役、社外監査役又は会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めており、社外監査役との間において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しておりませんが、独立性の高い社外監査役を2名選任しており、常勤監査役1名を含む全監査役が取締役会に出席しております。また常勤監査役が重要な会議に出席して意見を述べるとともに、代表取締役と定期的な意見・情報交換や取締役等から適宜業務執行の状況について説明を求めること等により、取締役の業務執行の適正性および適法性を監査しております。
これにより、経営の監視を十分に行うことができていると認識しており、現行の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の発送については、早期発送の実現に努めていく方針としております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会に一人でも多くの株主が出席できるように、開催日の設定を考慮していく方針としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2012年10月の上場以降、約半年に1回程度のペースで開催してまいりました。 今後も同程度のペースでの定期的な開催につき検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び年度決算開示後にアナリスト・機関投資家向けの定期的な決算説明会を開催する方針としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に「株主・投資家の皆様へ」のページを作成し、決算短信をはじめとした各種適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部を主担当部署とし、IRに関する対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「公共性・信頼性・国際性を備え、社会に誇り得る会社となることを目指します。」とのグループ理念と「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。」との行動規範に基づき、情報開示ならびにコミュニケーション活動を積極的に展開します。 情報開示に関しては、お客様、お取引先、株主・投資家、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様をはじめとして、広く社会全体に、企業情報を公正、公平、正確に、かつ可能な限り速やかに情報開示することに努めます。 コミュニケーション活動に関しては、ステークホルダーや広く社会との双方向のコミュニケーションに努めることで、信頼関係を築きながら、当社に対する理解を促進し、ブランド力の向上と企業価値の増大を目指します。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

（2）当社グループの企業行動規範をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、役職員が法令・定款を遵守した行動をとるための規範とする。

（3）内部監査を担当する部署は、法令遵守の状況を監査し、その結果を取締役会、監査役に報告する。

（4）法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行える手段として内部通報制度を設置・運営する。人事総務担当部長はかかる通報の直接受付機能を果たすこととする。この場合、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。重要な通報については、情報を受け付けたものは、その内容と会社の対処状況、対処結果について、取締役会に開示し、周知徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）業務執行に係るリスクを認識・評価し適切なリスク対応を行うため、リスク管理規程を定めリスク対策委員会にて全社的なリスク管理体制の整備・構築を行う。

（2）リスク対策委員会は、担当部門の責任者より各部門に内在するリスク管理の状況について報告を受け、全社的なリスク管理の進捗状況についての管理を行なう。

（3）内部監査を担当する部署は、各部門のリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）定時取締役会を毎月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行なうとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。また、随時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。

（2）取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規定において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行なわれる体制を確保する。

（3）中期経営計画と年次計画を策定し、取締役会への業績報告等を通じて、取締役会がその実行・実績の管理を行なう。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）リスク管理規程により、当社企業集団における業務の適正を確保する。

（2）リスク対策委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを統括・推進する体制とする。

（3）監査役及び内部監査を担当する部署は、当社企業集団の連結経営に対応して当社企業集団全体の監査を実効的かつ適正に行う体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査を担当する部署が必要に応じて監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を選任し、配置する。

7. 監査役の職務を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために選任された使用人は、取締役及び部門長等の指揮・命令を受けないものとし、その独立性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（1）取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告をするものとする。

（2）監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求め、書類の提示を求めることができるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査の実施にあたり、会計監査人及び内部監査を担当する部署と緊密な連携を保ちながら監査の実効性を確保する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

（1）金融商品取引法その他の関係法令に基づき、当社及び当社グループの適正な会計処理を行い財務報告の信頼性を確保するため、関連諸規定類を整備すると共に内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

（2）当社の各部門及び当社グループ各社は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、モニタリング等により、財務報告の適性性の確保に努める。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、いかなる取引もおこなわず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合には、警察及び顧問弁護士との連携を図り組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営理念のひとつに「わたしたちは、公共性・信頼性・国際性を備え、社会に誇り得る会社となることを目指します。」と掲げており、また、反社会的勢力に対する当社の基本方針を「反社会的勢力対策規程」に定めております。

これらを受け、管理部長を責任者とし管理部企画管理グループをメンバーとする社内体制を構築しているほか、反社会的勢力との取引を回避するための手続として「スクリーニング実施要領」と「反社会勢力への対処要領」を定めております。これにより新たに取引をする相手先や既存の協力企業、物品購入先、顧客企業を対象としたスクリーニング（反社会的勢力チェック）を実施し、反社会的勢力との取引排除・防止を社内に徹底しております。

具体的には、外部調査機関から対象先企業の資料を入手したり、対象先のインターネットホームページや会社要項、決算書等より対象先が実在の企業であり、資料に矛盾がないことを先ず確認します。その後、取引部署担当者から対象先との取引内容、面談歴、対象先事務所の訪問歴等のヒアリングを行い、対象先の素性、風評、感触及び担当者訪問時の面談内容と事務所の状況等を確認したうえで、反社会的勢力か否かについて企画総務チームが一次判定することとなっております。一次判定が不能と判断される場合は、外部調査機関に追加調査を依頼したり、企画総務チームが取引担当部署担当者と共に対象先担当者と面談するか、対象先事務所を直接訪問する等により一次判定します。その後、一次判定された資料に基づいて、管理部長が最終判定をすることとなっています。

また、取引先との間で「業務委託契約書」を締結する際には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むよう努めており、既存先については、原則3年に1回はスクリーニングを実施することとし、スクリーニングの実施状況についても、原則年1回、管理部企画総務チームが確認しております。

なお、反社会的勢力と判定された先については、「反社会的勢力への対処要領」に基づき、顧問弁護士にアドバイスを受けたうえで、対処することにしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

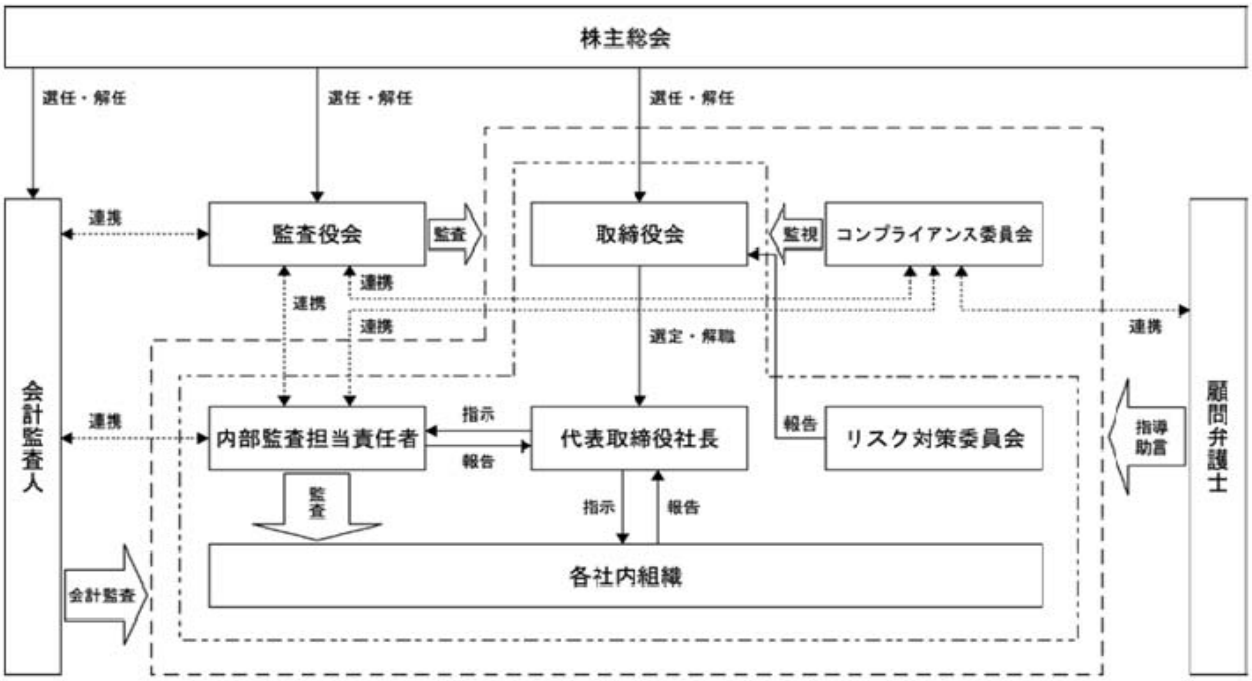
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

